

## 石油パイプライン事業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 事業の全部の譲渡し、譲受けの認可  
手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第10条第1項  
          : ・ 石油パイプライン事業法施行規則第7条  
手続対象者 : 石油パイプライン事業の全部の譲渡人及び譲受人  
提出時期 : -  
提出方法 : 郵送または持参  
手数料 : 無し  
添付書類・部数 : ・ 譲渡しおよび譲受けを必要とする理由を記載した書類  
                  : ・ 譲渡しに関する契約書の写し  
                  : ・ 譲渡価格及びその算出の根拠を記載した書類  
                  : ・ 譲受けに要する資金の額及び調達方法ならびに借入金の返済計画を記載した書類  
                  : ・ 譲受け人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における事業収支見積書  
                  : ・ 譲受人が石油パイプライン事業者以外の会社又はその発起人である場合は、第三条第二項第十号または第十一条の書類  
申請書様式 : 事業譲渡譲受認可申請書（詳細は提出先に問い合わせのこと）  
記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局貨物流通施設課、国土交通省道路局路政課、  
受付時間 : 提出先に問い合わせのこと  
相談窓口 : 上記提出先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 1) 申請の内容が基本計画に適合していること。  
          : 2) 事業用施設が、利用者がその事業を利用するために不適切なものでないこと。  
          : 3) 事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情、都市計画その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。  
          : 4) 事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。  
          : 5) その事業を安全かつ的確に遂行するに足る能力を有するものであること。  
          : 6) その事業の計画の実施が確実であること。  
          : 7) その他その事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であるため必要であり、かつ、適切であること。  
          : 以上の規定を基としつつ、  
          : 1)については、許可申請の内容に関し、(ア)発地点、着地点、主要経過地、(イ)完成の目標年度、(ウ)石油の種類、輸送量等の項目について基本計画に適合しているかどうか、  
          : 2)については、事業用施設の配置が、特定の利用者に対して著しく不利に配置されていないかどうか、  
          : 5)については、経理的基礎及び技術的能力が確実であると認められるかどうか、  
          : 7)については、事業の開始が安定的、効率的かつ安全な石油の輸送を確保するために必要であり、かつ、適切であると認められるかどうか、等の点を勘案しつつ、同条について総合的に判断するものとする。  
標準処理期間 : 1か月  
不服申立方法 : 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと